

[事案 29-54] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 24 日 裁定不調

<事案の概要>

代理店（銀行）の募集人の説明不足を理由に、契約の取消しおよび一時払保険料と解約返戻金の差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に契約した 2 本の変額個人年金保険について、募集人から、元本保証のない保険会社の商品であることの説明がなく、また、パンフレットや契約締結前交付書面等での説明もなかったことから、元本保証のある商品と誤解したため、契約を取り消し、一時払保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

説明状況や作成された契約関係書類を踏まえると、申立人が、本契約を当社の商品であると理解していたことは明らかであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人、募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、また申立人が元本保証のある商品と誤解したことによる契約無効を認めることもできない。しかし、募集人において、保険と預金等との誤認防止についてより一層の配慮がされていれば本紛争は回避された可能性があったことから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。